

山王台小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である、ということを全教職員の共通認識とする。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・教職員の組織力の向上に努め、情報共有を徹底し、未然防止に努める。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

最大の目的は、いじめをしない、させないという学校の風土をつくり、未然防止をすることである。仮に発生しても、早期発見、早期対応により収束させることである。そのために、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体（家庭・地域を含む）で進め、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

管理職 児童支援専任 教務主任 学年主任 養護教諭 各学級担任 専科等の複数の教職員によって構成（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める）

- ・委員会の運営
 - 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ対策委員会」を開催する。
 - 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・委員会の活動内容
 - 未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知
 - 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
 - 取組の検証
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- ・いじめの未然防止
 - 学校や学級がお互いの人権を尊重し合えることができるような風土づくりに努める。具体的には、魅力ある授業づくり、人権教育、道徳教育の推進、児童が主体的に参加し、達成感や自己有用感を得られるような学校行事や児童会活動の実施、職員研修による職員の資質向上を通じ、常に児童の心身の健全育成に努める。また、日頃より保護者や地域関係者との連携を取り、信頼を築くべく努力する。また、「子どもの社会スキル横浜プログラム」に計画的に取り組む。
- ・いじめの早期発見
 - 日々の授業や生活面の観察に加えて、YP アセスメントや定期的なアンケートの活用、特別支援教育校内委員会、児童指導委員会（毎月）、いじめ解決一斉キャンペーンの実施、定期的な教育相談の実施（年3回、家庭訪問を含む）により、全職員が得られた情報を共有し、早期発見に努める。また、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者の啓発に努める。
- ・いじめに対する措置
 - いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
 - 当該児童及び保護者への支援、関連児童及び保護者への指導・支援
 - 保護者の協力、警察署等関係機関との連携
- ・いじめの解消
 - 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・教職員等への研修

YP アセスメント・社会的スキル横浜プログラムの活用研修、人権研修、自殺防止研修、SOS プログラム実施のための研修、特別支援教育研修などを年間を通して実施する。

・学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

・取り組みの年間計画

月	取り組み内容	家庭・地域・関係機関との連携
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、いじめの定義・特別支援教育校内委員会	懇談会 学校説明会
5月	生活アンケート実施（記名式）該当者面談	家庭訪問（保護者面談）① 学校運営協議会①
6月	YPプログラム、アセスメント、支援検討会実施① 校内職員研修（人権） ネットマナー教室	YPアセスメント実態把握 ネットマナー教室（保護者参加）
7月	「心のアンケート実施」① 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） 校内職員研修（児童指導、自殺防止、特別支援教育、いじめ）	懇談会 学校運営協議会②
8月	校内職員研修（SOS） 横浜子ども会議交流会	
9月	「心のアンケート実施」②	保護者面談②
10月	「心のアンケート実施」③	学校運営協議会③
11月	YPプログラム実施② YPアセスメント、支援検討会実施②	YPアセスメント実態把握
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン 生活アンケート（無記名）該当者面談（教育相談） 校内職員研修（人権）人権キャラバン	職員人権研修（講師来校）
1月		保護者面談③
2月	「心のアンケート実施」④ 年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し	新一年生保護者説明会 いじめ防止基本方針について 学校運営協議会④
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	学校報告会
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 児童理解全体会（月1回職員会議と併設、臨時）	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると

き」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。